

跡浜地区の町有地 4区画を貸し付けます

町では、土地の利活用を目的に、織笠跡浜地区の町有地4区画を貸し付けます。希望する人はお申し込みください。

▷公募期間 5月16日～27日

▷公募地 織笠第11地割48番地4の一部

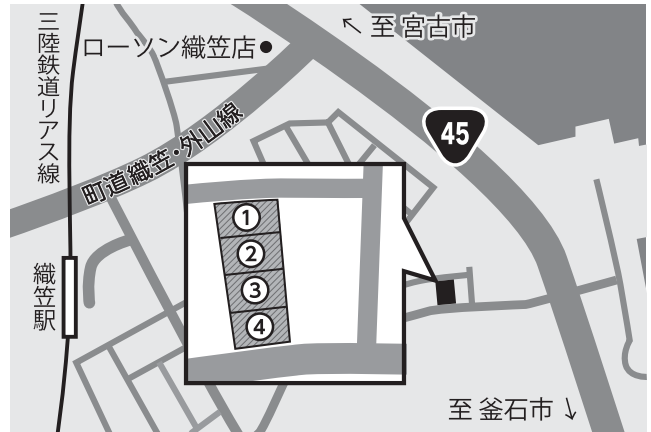
(①73.21平方m、②72.14平方m、③71.07平方m、④72.02平方m)

▷利用条件 ▶申請者が利用すること▶建築基準法上の建築物を設置しないこと

▷注意事項 ▶土地は現状のまま引き渡しますので、事前に現地をご確認ください。▶賃料や貸付期間などはお問い合わせください。

▷申し込み方法 町のホームページに掲載の募集要項

■公募地位置図



を確認の上、申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書は町都市計画課窓口で配布するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

◆申込先・問い合わせ 町都市計画課宅地管理係(☎82-3111内線241、242)へどうぞ。

マイナンバーカード

申請手続きを町職員がサポート

町では、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影や印刷、申請書の作成などのサポートを行っています。平日の開庁時間以外にも閉庁後や休日も申請や受け取りの手続きができるほか、町職員が自宅を訪問し、申請手続きをお手伝いします。

▽受付時間 下表のとおり

▽持参するもの ▼個人番号通知カード▼本人確認書類2点

(運転免許証や健康保険証など)▼住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

◎町職員が自宅を訪問します

町職員が希望者の自宅を訪問し、写真撮影や申請書の作成などを無料でお手伝いします。利用する人は、事前に町民課へ電話でお申し込みください。訪問日程は後日連絡します。

◎閉庁後も申請・受け取り可能

開庁時間内に手続きが困難な人は、閉庁後も申請や受け取りができます。希望する人は、来庁する3日前までに予約してください。

◎申請・受け取りの休日受付

平日に窓口まで来れない人は

電子証明書付きのカードがあれば コンビニで住民票が取得できます

利用者証明用電子証明書付きマイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で住民票の写しなどを取得することができます。平日・土日を問わず証明書を取得できますので、ご利用ください。

▷利用できる時間 午前6時半～午後11時

▷留意事項 利用する際は、マイナンバーカードの取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

◇取得できる証明書

証明書の種類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書 ※印鑑登録済みの人のみ	300円
戸籍謄抄本 ※現在の戸籍のみ	450円
戸籍附票の写し	300円
所得課税扶養証明書	300円

対象に、6月12日(日)午前8時半～正午まで、申請や受け取りの手続きを受け付けます。利用する人は、6月9日(木)までに予約してください。7月以降の受付日は、町民課へお問い合わせください。

◆予約先・問い合わせ

▼町民課住民記録係(☎82-3111内線121)

▼豊間根支所(☎86-2111)

▼船越支所(☎84-3232)へ。

◇申請受付・カード受取時間

場所	受付・受取時間	
町民課窓口	平日	午前8時半～午後5時15分 午後6時～7時【要予約】
	6月12日(日)	午前8時半～正午【要予約】
豊間根支所 船越支所	平日	午前8時半～午後5時15分 【要予約・申請受付のみ対応】

※各支所では、日によって受け付けできない時間があります。来所する3日前までに予約してください。(カードの受け取りはできません)